

7 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 地方分権改革は、日本再生の要となる改革である。「地方が主役」となり、地域の特性・実情にあわせて独自に発展できるよう、国と地方の役割分担を見直し、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 国から地方への権限移譲について、ハローワークなど地域の産業経済の振興や地域の活性化につながり、一の県内でおおむね完結する事務・権限については、地方の意向を踏まえ、早急に移譲すること。
その際には、事務・権限の移譲及び人員の移管等に見合う財源措置を確実に講じること。
- (3) 法令による義務付け・枠付けの見直し等について、これまでに積み残された項目等を見直しを進めるとともに、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、より抜本的に条例制定権を拡大するための方策について検討を進めること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担等を見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止を含め、引き続き改革に向けた取組を確実に進めること。
その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。地域のことは自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

ハローワークの移管については、東西1か所ずつ（埼玉県、佐賀県）の試行的実施にとどまり、直轄道路・直轄河川の移管についても進展がみられないなど、国から地方への権限移譲については不十分な状況となっている。

法令による義務付け・枠付けの見直し等については、本年6月7日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が成立した。

今後は、地方分権改革推進委員会の第2次勧告で見直すべきと勧告された4,076条項のうち、これまでに積み残された項目等について見直しを進めるとともに、勧告では対象外とされた法定受託事務を含め、手付かずの項目等についても見直しを進めることが必要である。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組みを確立することが必要である。

道州制については、与党をはじめ複数の政党において、道州制基本法の制定に向けた動きがあることに加え、経済界においても、道州制実現に向けた積極的な提言・アピールが行われている。

本県知事を含む有志の首長による「道州制推進知事・指定都市市長連合」では、道州制導入に向けた国民的な議論を喚起するための試案として、昨年7月に「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」をとりまとめるとともに、本年2月には、政府に対し、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた積極的な取組を要請している。

（ 参 考 ）

地方分権改革の動向

